第２２期第２２回釧路十勝海区漁業調整委員会議事録

１　日　　時　　令和６年９月２４日（火）１３時３０分～１３時５０分

２　場　　所　　釧路市生涯学習センター　８階　801 会議室

３　出席委員　　川崎一好　柳谷法司　亀田元教　上野　仁　後藤義勝　石川和男
　　蔵谷繁喜　司口圭哉　神山久典　秋森新二　中村純也　西田達雄
　　山﨑貞夫　近藤龍洋
　　（欠席委員：桂川委員）

４　事 務 局　　佐々木事務局長　山方主任　田中主事　曽谷主事

５　臨 席 者　　釧路総合振興局　田中係長　齊藤技師
　　十勝総合振興局　小川水産課長　富樫係長

６　議事事項
　　議案第１号　知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間
　　について（答申）

７　報告事項
（１）くろまぐろ及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和６管理年度における
　　知事管理漁獲可能量の変更について

８　その他

９　議事の経過
（１）開　　会

事務局　　只今から第２２期第２２回釧路十勝海区漁業調整委員会を開催します。
　　開会にあたりまして、川崎会長よりご挨拶を申し上げます。

（２）会長挨拶

　皆様には、御案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。
　また、十勝、釧路振興局の皆さんにも御臨席を賜り、誠にありがとうございます。
　海の状況は、あまり捗々しくなく、大変心配しております。
　加えて、非常に大きな災害が各地で起きるなど、地球が変わってしまうと思うほど、大きな災害が発生しております。
　特に石川県は、正月元日に非常に大きな地震で被災しました。
　今回、大雨による災害が発生し、非常に心配しているところです。
　足下を見ますと、既に秋さけ漁が始まっておりますが、前年対比で３０～４０％程度となっており、全道的にも同程度と聞いております。
　如何せん、４年後の資源造りの親魚が甚だしく低下しており、親魚確保が出来ていない状況ですので、エリモ以東海区全体で、早急に新しい対策を講じなければ、将来に大きな問題を残すことになると思っております。
　本日の委員会終了後に、各地域の代表の皆さんから意見を頂戴し、根室と日高とはリーモートで会議を開催したいと考えております。
　今回の不漁がこれだけで収まるのか。この状況が何年も経っていながら

一向に改善されていない。
　改善されていない中で、皆さん御苦労されて操業し、親魚確保に努力されている訳ですが、もう少し科学的データに基づいた新しい方法を選択していかなければ、道東或いは北海道を中心に、秋さけの遡上がなくなることも十分考えられますので、状況を真摯に受け止めながら、前に進めていく努力をしていきたいと考えております。
　本日は、議事事項１件、報告事項１件となっておりますので、慎重審議をよろしくお願いします。

（３）出席人員報告

事務局　この後の会議進行は、川崎会長にお願いいたします。

会　長　それでは、出席人員を報告いたします。
　委員総数１５名中、出席委員は１４名でありますので、本委員会は成立いたします。

（４）議事録署名委員の選出

会　長　次に、議録署名委員につきまして、委員会規程第７条の規定により、私から指名させていただきます。
　本日の議事録署名は、司口委員と神山委員にお願い致します。

（５）議事の経過

会　長　それでは、議事事項に入ります。
　議案第１号「知事許可業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程いたします。
　説明願います。

事務局　議案第１号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」をご説明いたします。
　北海道水産林務部漁業管理課、釧路総合振興局が所管する知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、北海道知事から当委員会へ諮問がありましたのでご審議いただくものです。
　詳細については、釧路振興局から説明いたします。

釧路振興局田中係長　今回諮問する知事許可漁業は、釧路東部海域におけるけがにかご漁業及び釧路管内沖合海域におけるつぶかご漁業の２件です。
　資料１ページから５ページに知事からの諮問文と公示予定の制限措置の内容を載せております。
　それぞれの漁業の許可すべき船舶の数については、資源状況等を勘案し、昨年と同数としており、その他の制限措置の内容も従前と同様としており、変更ございません。
　けがにかご漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和６年 11 月 18 日から 12 月 17 日まで、つぶかご漁業については、令和６年 10 月 1 日から 10 月 31 日までとなっております。
　以上で説明を終わります。

会　長　説明が終わりました。
　只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員　（　な　し　）

会　長　　よろしいですか。それではご質問が無いようですので、議案第１号の諮問内容について、適当であることを北海道知事に答申することとします。
次に報告事項に入ります。
報告事項１「くろまぐろ及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和６管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」、説明願います。

事務局　　報告事項１をご覧ください。
資料のとおり北海道知事から変更した旨通知がありました。
１ページと２ページがくろまぐろの変更で、３ページがすけとうだらの変更です。
くろまぐろは、２回変更されており、令和６年６月１０日付けは、国の追加配分と小型魚と大型魚の振替で、令和６年９月９日付けは、大臣許可との融通でございます。
当　初）　小型魚　１１３．０トン
　　大型魚　３２０．７トン
変更後）　小型魚　　８２．８トン
　　大型魚　４４２．５トン　　でございます。
次に３ページのすけとうだらですが、日本海北部系群の変更でございます。
当海区は北海道太平洋系群ですので、説明は省略させていただきます。
説明は以上です。

会　長　　只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

各委員　　（　な　し　）

会　長　　よろしいですか。本日予定の議題は以上です。
その他として、委員の皆さんから何かありますか。

各委員　　（　な　し　）

会　長　　事務局から何かありますか。

事務局　　（　な　し　）

会　長　　それでは、これをもちまして、本日の委員会を終了します。
ありがとうございました。